

## 京都大学総合専門業務室要項

第1 京都大学に、総合専門業務室を置く。

第2 総合専門業務室に、室長を置き、人事担当の理事（以下「担当理事」という。）をもって充てる。

2 室長は、第3の室員の能力・資質の向上等に関し必要な事項を行う。

第3 総合専門業務室に、室員として、専任又は兼任の首席専門業務職員、上席専門業務職員、主任専門業務職員又は専門業務職員を置くことができる。

2 室員は、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）又は本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。

第4 総合専門業務室に関する事務は、総務部人事企画課において処理する。

第5 この要項に定めるもののほか、総合専門業務室に関し必要な事項は、室長が定める。

### 附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。